

| 管理番号<br>(事務局記入欄) | ①提案主体の氏名<br>又は団体名<br>(必須) | ③提案名<br>(必須) | ④事業の実施場所<br>(任意) | ⑤具体的な事業の実施内容<br>(必須)   | ⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果<br>(必須)   | ⑦ 「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容<br>(必須)   | ⑧ 「⑦」の規制等の根拠法令等<br>(必須)   | ⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容<br>(必須)   | ⑩特記事項<br>(任意) |
|------------------|---------------------------|--------------|------------------|--|---|---|---|--|---------------|
| 46               | 山形県舟形町                    | 都市部高齢者受入事業   | 山形県舟形町           | <p>町の廃校となった小学校跡地を社会福祉法人に無償貸与し、80床(概ね地方向け50床、都市部向け30床)規模の特別養護老人ホームを整備する。この施設において都市部の要介護者を受け入れることにより、都市部では、土地不足による介護施設整備の遅延や介護待機者の増加等の課題の解消が図られる。さらに、地方においては、新たな介護施設の整備により雇用の創出が図られ、人口増対策にもつながるものである。今、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、都市部から地方への新しいひとの流れをつくる政策として、都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態や経済的に自立した社会生活を送れるしくみの創出が検討されている。地方の特色を活かした施設環境の中で安心した老後を送る実地対応としての「舟形ふるさと特養実証モデル事業」を実施したい。</p> | <p>・都市部からの入所を見込んでの介護施設整備は、舟形町の人口増対策の一端を担う。加えて新たな雇用の創出も見込まれ、地域の活性化が図られる。</p> <p>・地方における雇用創出は若者の都会流出を抑制し、「地方創生」のねらいの一つである都市部への人口集中の是正に資する。</p> <p>・舟形町の空き校舎は無償で提供するため、都市部の自治体は自前での施設整備と比べ、経費の節減ができる。</p> <p>・介護報酬算定の基本的な仕組みの中では、山形県は「その他」に位置付けられており、例えば「1級地」は、地域区分が山形県より20%高く設定されている。また、各種のサービス単価も「1級地」は「その他」より0.9～1.4%程高くなっている。そのため、地方での入所者の介護費用は都市部より安価であり、都市部の高齢者を地方で受け入れることは国全体の社会保障費の節減につながる。</p> <p>・舟形町の基幹産業は農業であることから、介護施設に新鮮な物を安く提供できるため入所時の食費の軽減が図られ、また、地元における地場産品の消費拡大も図られる。</p> | <p>・介護保険事業計画等に定められた定員数にすでに達しているか、又は当該申請に係る指定等によってこれを超える場合、その他計画の達成に支障が生じるおそれがあると認める場合には、都道府県知事・市町村長は事業者の指定等をしないことができることとされている。</p> <p>・法令上、「指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。」と規定され、特別養護老人ホームの利用は、特定の市町村の住民に限定されてはならず、広域的に利用されるべきことが定められ、特定の地方公共団体の住民が優先的に利用できるようにすることは、介護保険法上許容されないとされている。</p> <p>・他の都道府県の要介護被保険者に係る特養入所必要人数を双方の都道府県が把握したうえで、当該都道府県及び市町村が合意するのであれば、それぞれ介護保険事業計画に記載すれば、必要入所定員総数の調整を行うことは可能とされている。</p> | <p>・老人福祉法第15条第6項</p> <p>・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第4条の2</p> <p>・介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(厚生労働省告示第70号)第3の2の2</p> | <p>・老人福祉法第15条第6項の特例として、特区において都市部の高齢者を受け入れる際には、「都道府県老人福祉計画」の定員数を超過しても、施設整備したうえで受け入れて良いものとする。</p> <p>・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第4条の2について、特区において都市部の高齢者を受け入れる際には、「都市部の高齢者であること」を施設入所の要件として設けても構わないこととする。</p> <p>・特区においては、入所者の意思にさえ反していなければ、「特別な事情」を理由として都道府県及び市町村の介護保険事業計画に記載していなくとも、都道府県の区域を越えて高齢者を受け入れても良いこととする。</p> |               |